

平成26年度 財務定期監査に基づき講じた措置等（監査対象：危機管理室）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p style="text-align: center;">意見</p> <p>(1) 実行委員会の金銭の管理について</p> <p>危機管理室では、「issue +design」実行委員会に参加し、分担金として 3,000,000 円を支払っている。この分担金については、平成 25 年 8 月 2 日付で A 社と協定書を締結し、平成 26 年 3 月 31 日付で A 社からの完了届、請求書を受け取り、A 社の口座に支払っている。実行委員会の規約では、実行委員会の事務局を A 社が行うことになっているが、分担金は実行委員会に支払われるべきものであるため、実行委員会の請求書、事業報告書を受け取るべきである。特に、A 社名義の口座では、A 社が破産した場合、口座に入金されている実行委員会の分担金が、実行委員会に帰属しないリスクが生じることになるので、リスクを回避するために実行委員会の金銭は、実行委員会の名称を冠した口座で管理されるよう実行委員会に進言されたい。</p>	<p>平成 26 年度財務定期監査の指摘に基づき、実行委員会の本市の窓口である企画調整局に対し、実行委員会の名称を冠した口座への支払いに改善するよう対応を進言した。（平成 27 年度は、当室が実行委員会の構成員でなくなったため、当室業務に関する費用は、企画調整局でとりまとめの上、実行委員会へ分担金として支払いを行った。）</p> <p>なお具体的な改善内容としては、実行委員会の規約を平成 27 年 6 月 17 日に改正し、会計事務等を行う事務局を A 社から、特定非営利活動法人イシュープラスデザインへと変更した。</p> <p>実行委員会の口座を開設し、平成 27 年度の分担金の支払いを、実行委員会の口座へと変更した。（平成 27 年 12 月 28 日支払い）</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p style="text-align: center;">意 見</p> <p>(1) 特別障害者手当等支給事務における障害者の入院・入所状況の管理について</p> <p>区役所で行っている特別障害者手当及び重度心身障害者介護手当の支給事務では、障害者が障害者支援施設などの施設に入所した場合や病院・診療所に3か月を超えて入院・入所していた場合は支給資格を喪失し、障害者や配偶者、扶養義務者の前年所得が一定額以上の場合は支給資格を停止もしくは喪失する。また、これに加えて、重度心身障害者介護手当では、障害者が自立支援給付サービスや介護保険サービスを利用した場合も利用内容や利用日数によっては支給資格を喪失する。</p> <p>障害者等の所得の状況については、毎年8月に提出される所得状況届により確認をしている。また、重度心身障害者介護手当では、障害者が自立支援給付サービスや介護保険サービスを利用した場合については、保健福祉局障害者支援課、介護保険課の持つこれらサービスの利用情報と障害者情報を突合せすることで、支給期毎に区役所において資格喪失の有無を確認している。</p> <p>他方、障害者支援施設などの施設へ入所した場合や病院・診療所に3か月を超えて入院・入所していた場合については、障害者等からの報告による確認のほか所得状況届の記載（障害者の現況）により確認をしている。</p> <p>そのため、障害者施設等への入所や病院・診療所への3か月を超える入院・入所による支給資格喪失の有無の確認については、障害者の入所・入院状況等を適切に管理することが必要と考えられるが、現在は、一部の区において入院届による管理を行うにとどまる。</p> <p>また、入院・入所により支給資格を喪い手当が過払となった結果、返還金として過払分の手当相当額を返済させている事例もあった。</p>	<p>各区役所の意見を聞いたうえで、平成27年3月25日付の事務連絡において、施設入所予定を把握するための届出様式を設けるとともに、入院や入所に係る管理簿を全区で導入するなどの取り扱い方針を示した。</p>	<p>措置済</p>

平成26年度 財務定期監査に基づき講じた措置等（監査対象：保健福祉局障害福祉部）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>過払を予防するためにも，入院届に加えて施設入所届の様式を設け，それらの管理簿を全区で導入するなど取扱い方針を示し，適切な事務処理に努められたい。 （障害福祉課）</p>		